

社会・援護局関係主管課長会議資料

平成23年3月3日（木）

厚生労働省社会・援護局（援護）

資 料 目 次

	頁
第1 平成23年度社会・援護局援護関係予算案について -----	1
第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について -----	2
第3 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について -----	3
第4 中国残留邦人等に対する支援について -----	5
第5 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止について -----	1 1
第6 遺骨帰還等慰霊事業について -----	1 2
第7 戦没者遺骨のDNA鑑定及び遺骨等の伝達について -----	1 5
第8 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する 法律案について -----	1 7
第9 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に係る時効失権防止について -----	1 8
第10 平成23年度における援護年金額について -----	1 9
第11 援護年金に係る受給権調査等について -----	2 0
第12 旧陸海軍関係恩給進達事務等について -----	2 1
第13 旧令共済組合員に係る履歴証明等について -----	2 2
第14 旧ソ連抑留者等の資料調査について -----	2 3

参 考 資 料 目 次

		頁
第1	平成23年度予算（案）事項別内訳（援護企画課）	26
第2	平成23年度援護関係主要行事予定表（案）（　　〃　　）	29
第3	昭和館について（　　〃　　）	30
第4	しょうけい館について（　　〃　　）	31
第5	戦傷病者特別援護法関係統計表（　　〃　　）	32
第6	中国残留邦人等の数（中国孤児等対策室）	33
第7	中国残留邦人等に対する支援策のフローチャート（　　〃　　）	34
第8	中国帰国者定着促進センター、中国帰国者自立研修センター及び中国帰国者支援・交流センター一覧（　　〃　　）	35
第9	中国残留孤児訪日調査の実施状況及び判明率の推移（　　〃　　）	36
第10	中国残留邦人等に対する支援給付施行事務監査実施計画（　　〃　　）	37
第11	地域別戦没者概見図（外事室）	41
第12	平成22年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施状況（　　〃　　）	42
第13	平成23年度戦没者遺骨帰還・慰霊巡拝等実施予定地概見図（　　〃　　）	43
第14	都道府県別DNA鑑定結果（　　〃　　）	44
第15	戦没者遺骨の伝達実績（　　〃　　）	45
第16	平成23年度における援護年金の額の改定（援護課・審査室）	46
第17	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第九回特別弔慰金）請求受付状況について（　　〃　　）	47
第18	戦没者の父母に対する特別給付金（第二十四回特別給付金）請求書受付状況調（　　〃　　）	48
第19	都道府県別援護年金受給者数（審査室）	49
第20	旧陸海軍関係恩給進達事務処理状況表（業務課）	50
第21	未帰還者等の地域別及び最終消息別統計表	<div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 0 5px; margin: 0;"> 中国孤児等対策室 </div>
		<div style="display: inline-block; border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 0 5px; margin: 0;"> 調査資料室 </div>
第22	旧ソ連抑留者登録カードによる抑留中死亡者特定数（調査資料室）	53

說 明 資 料

第1 平成23年度社会・援護局援護関係予算案について

【22年度予算】

【23年度予算案】

46,140百万円

→

42,808百万円※

※社会・援護局（援護）計上分 33,150百万円

※社会・援護局（社会）計上分 9,658百万円

1 援護年金 31,132百万円 → 27,060百万円
 （受給人員 16,455人 → 14,531人）

2 戦没者慰霊事業の推進 1,402百万円 → 2,234百万円

うち、平和を祈念するための硫黄島特別対策事業 174百万円 → 1,160百万円

※遺骨帰還関係経費150百万円→1,110百万円、慰霊巡拝関係経費24百万円→50百万円

○国内最多数の御遺骨が眠る硫黄島において、政府一体となって御遺骨の帰還や戦没者の慰霊を推進する（22年度補正予算にて約1.9億を措置。合計13.6億円）

(1) 遺骨帰還等 874百万円 → 1,766百万円

(2) 戦没者遺児による慰霊友好親善事業 334百万円 → 283百万円

（うち、洋上慰霊経費 154百万円 → 0百万円）

(3) 全国戦没者追悼式挙行経費 132百万円 → 133百万円

3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の支給 0 → 43百万円
 （支給事務費）

4 中国残留邦人等の援護等 11,536百万円 → 11,703百万円

(1) 中国残留邦人等に対する支援 11,371百万円 → 11,506百万円

※上記のほか、職業安定局において生活支援と連動した職業相談に係る経費23百万円を計上

(2) 戦没者等援護関係資料の整備 165百万円 → 197百万円

※百万円単位で四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。

※本主管会議資料において、平成23年度予算案に関する記載は、国会審議過程において修正の可能性がある。

第2 昭和館・しょうけい館の入館促進について

昭和館は、国民が経験した戦中・戦後の国民生活上の労苦を後世代の人々に伝えていくために、厚生労働省が平成11年3月に開設した国立の施設であり、常設展示室における実物資料の展示等を行うとともに、特別企画展を毎年開催し、また、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等についても併せて行っている。

しょうけい館は、戦傷病者及びその妻等が体験した戦中・戦後の労苦に係る資料及び情報を収集し、保存し、展示することにより、後世代にその労苦を伝えることを目的として、厚生労働省が平成18年3月に開設した国立の施設であり、昭和館と同様に常設展示室における展示や、図書・映像・音響資料の閲覧事業、関連情報提供事業等を行っている。

厚生労働省としては、両館の情報を厚生労働省ホームページ等へ掲載するとともに、両館の来館者の促進につとめているところであり、今後ともあらゆる機会を捉えて全国に広報を行う予定であるが、都道府県及び市区町村におかれても、小中学生等の来館が促進されるよう、教育部門との連携等についてご配慮いただきたい。

第3 戦後強制抑留者特別措置法の基本方針について

(1) 概要

戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（以下「戦後強制抑留者特別措置法」という。）は、参議院総務委員長提案の議員立法であり、平成22年6月16日成立し、同日公布・施行された。具体的な規定内容は以下のとおり。

① 特別給付金の支給

戦後ソ連又はモンゴルに強制抑留された者で、施行日において日本国籍を有するものには、独立行政法人平和祈念事業特別基金（総務省所管）が、帰還時期の区分に応じて25万円～150万円の特別給付金を支給。（請求期限平成24年3月末）

② 強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針の策定・公表

政府は、戦後強制抑留者に係る問題のうち特別給付金の支給により対処する以外のものに対処するために行う、その強制抑留の実態調査その他の措置を総合的に行うための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を策定・公表。

規定すべき具体的な項目は以下のとおり。

ア 強制抑留の実態調査等に関する基本的方向

イ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者についての調査（その埋葬された場所についての調査を含む。）

ウ 強制抑留下において死亡した戦後強制抑留者の遺骨及び遺留品についてのその収集及び本邦への送還その他の必要な措置

エ イ又はウに掲げる措置と併せて行う戦後強制抑留者に係る強制抑留の実態の解明に資するための調査

オ 戦後強制抑留者の労苦についての国民の理解を深め、及びその戦争犠牲としての体験の後代の国民への継承を図るための事業並びに本邦に帰還することなく死亡した戦後強制抑留者に対する追悼の意を表すための事業の実施に関する基本的事項

カ 強制抑留の実態調査等として行う措置のうちイ～オに規定するもの以外のものの実施に関する基本的事項

キ 強制抑留の実態調査等についての地方公共団体及び戦後強制抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者との連携に関する基本的事項

ク その他強制抑留の実態調査等に関する重要事項

(2) 戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針の策定について

戦後強制抑留者特別措置法に基づく基本方針については、政府与党内の調整の結果、厚生労働省が関係府省の協力を得て原案を作成し、政府において策定するものとされている。

現在、関係省庁等と協議を行いつつ、その具体的な内容を検討しているところ。

第4 中国残留邦人等に対する支援について

中国残留邦人等に対しては、平成19年における「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）」（以下「支援法」という。）の一部改正により、平成20年4月から、満額の老齢基礎年金等の支給、支援給付の実施及び地域における生活支援等を柱とする新たな支援策を開始し、3年目を迎えたところである。

昨年10月に公表した「中国残留邦人等実態調査」の結果では、新たな支援策の満足度について、74.9%の帰国者が「満足」または「やや満足」と答え、具体的に良くなったと思う点については、「役所・福祉事務所の対応がよくなった」と答えた帰国者が31.8%いる。

このように、皆様のご協力のもと、支援策は順調に浸透しつつあるが、中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、需要に応じた地域での生活支援などについてきめ細かな運用が図られるよう、引き続きご協力をお願いしたい。

なお、中国残留邦人等の高齢化により、バリアフリー化された公営住宅への住替え需要がさらに高まっていることから、平成20年3月31日付けの国土交通省通知の趣旨を踏まえ、公営住宅管理部局との十分な連携を図るなどし、良質な住環境の確保にもご協力をお願いしたい。

【参考】国土交通省通知

「中国残留邦人等の公営住宅への入居の取扱いについて」（平成20年3月31日付け国住備第143号 住宅総合整備課長から各都道府県住宅管理担当部長あて通知）

I 支援給付

中国残留邦人等に対する支援給付制度は、各都道府県・指定都市・中核市並びに各実施機関のご理解、ご協力のもと施行され、平成22年11月末現在で被支援世帯数は4,741世帯（福祉行政報告例）となっている。

支援給付制度は、支援法第14条第4項において、この法律に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされているが、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしている。このことから、支援給付施行事務の運用にあたっては、法令に定めるところはもとより、支援給付の実施要領及び実施要領の取扱い等に従って、中国残留邦人等の置かれている事情を把握・理解し、懇切丁寧な対応、個々のニーズに応じたきめ細やかな支援を行い、機械的な運用に陥ることのないよう、引き続き適正な運用に努めるようよろしくお願いしたい。

1. 平成23年度の支援給付実施要領等の改正について

(1) 訪問調査活動の明記について

支援給付費を支給する上で、被支援者の生活状況や必要なニーズを把握し、必要な支援を行うためには訪問調査は欠かせないものであることから、実施機関が被支援者に対し少なくとも年1回は訪問調査を実施し、被支援者と面接して世帯の状況を把握するようお願いしているところであるが、この旨を実施要領に明記することとしている。

(2) 生活保護制度と同様の改正について

平成23年度に予定されている生活保護制度と同様の改正を行うこととしている。

<生活保護制度の主な改正事項等>

- ・生活扶助一般基準の据え置き
- ・子ども手当の3歳未満の増額に伴う対応

- ・生活扶助、住宅扶助、出産扶助、生業扶助については、それぞれの扶助の性格を踏まえ、費用の実態等を勘案し、所要の改定を実施

なお、生活保護制度の改正事項等の詳細については、当局保護課及び保護課自立推進・指導監査室の主管課長会議資料を参照願いたい。

2. 年金額等の引下げに伴う留意点について

平成23年4月から老齢基礎年金等の公的年金の支給額が0.4%引き下げられることとなる。

これを受け、被支援者が受給する年金額が、平成23年6月支給分から引き下げられることから、次の点に留意願いたい。

Ⅱ 支援給付施行事務の監査

支援法第14条第4項の規定により、その規定の例によるものとされた生活保護法第23条の規定により、平成21年度より支援給付施行事務の監査を都道府県・指定都市のご協力を得て実施しているところであり、平成23年度以降も引き続きご協力をお願いしたい。

支援給付施行事務の監査は、支援給付実施機関における支援給付施行事務について、その適否を関係法令等に照らし、個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講じることで適正な運用を確保するために極めて重要な役割を担うものである。

特に、支援給付制度は、支援法に特別の定めがある場合のほか、生活保護法の規定の例によることとされている。しかし、多くの点で生活保護制度とは異なる取り扱いをしていることから、被支援者のニーズに応じた適正な運営が図られているか、中国残留邦人等に対する各種施策等の活用が図られているかなどを着眼点として、幹部職員が率先して監査体制の充実・強化に努め、監査の事前検討、監査後の復命会等による監査結果の分析等を行い、各実施機関が抱える運営上の課題等を適確に把握し、その課題に即した具体的な助言、指導を行うようよろしくお願いしたい。

1 厚生労働省が実施する監査

(1) 平成22年度の監査結果

平成22年度は、21都府県市において実地監査を実施し、それ以外の道府県市については書面監査を実施している。

今年度のこれまでの監査結果では、①申請時の訪問を行わないまま支援給付の開始手続を行っている事例、②1年以上の長期にわたり家庭訪問が実施されず、生活実態等の把握ができていない事例、③課税状況調査が適切に実施されていない事例、④継続して医療を受診している者で医療要否意見書の徴取がされていない事例等が多く認められたので、同様の問題があると認められる実施機関については、支援給付の適正実施の確保に努めるよう指導願いたい。

なお、これら厚生労働省が実施した監査で問題の多かった事項など全般的な状況を本年5月中にとりまとめ、お示ししたいと考えているので、来年度以降の都道府県・指定都市で行う監査等の参考としていただきたい。

<平成22年度の実地監査実施地（21都府県市）>

堺市、神奈川県、川崎市、富山県、福井県、さいたま市、名古屋市、千葉県、

大分県、長野県、青森県、福島県、広島市、沖縄県、岡山県、高知県、熊本県、埼玉県、奈良県、京都府、東京都

(2) 平成23年度における監査計画等

また、平成23年度の実地監査については、19都道府県市を予定している。各都道府県・指定都市から提出いただく事前協議資料に基づき、平成21年度及び平成22年度に実地監査を実施した都府県市を除いた中から、実施機関数・被支援世帯数の多寡及び各地域間でのバランス等を勘案のうえ選定することとしており、本年4月中にお知らせしたいと考えている。

(3) 支援給付施行事務監査資料の見直し

支援給付施行事務監査資料については、今年度の監査実施状況等を踏まえて、資料提出にあたり照会が多かった事項等について、記載方法を見直すなどの様式変更を検討しているところであり、様式が確定次第通知するので、変更後の様式で期限までに提出するようお願いしたい。

(4) 監査関係提出資料等

- ・事前協議資料：平成23年4月8日提出（予定）
- ・都道府県・指定都市が実施した監査結果報告：平成23年5月末提出
- ・支援給付施行事務監査資料：実地監査対象地は監査日2週間前提出
書面監査対象地は決定次第連絡する

※提出期限については遵守願いたい。

2 支援給付適正実施推進事業

支援給付適正実施推進事業（セーフティネット支援対策等事業）については、平成21年度から生活保護適正実施推進事業と分離して実施しているので、平成23年度についても、支援給付にかかる経費については、支援給付適正実施推進事業として協議願いたい。

Ⅲ 支援・相談員について

支援・相談員は、日本語が不自由など中国残留邦人等の特別な事情を踏まえ、実

施機関において支援給付事務を行う職員の補助業務、支援給付受給家庭への同行訪問や単独での、「中国帰国者等への地域生活支援プログラム」の支援事業に関する助言、日常生活上の相談を行うなど、支援給付制度の円滑な運営に不可欠だけでなく、中国残留邦人等の期待も大変強いものがある。

そのため、支援・相談員の確保に努め、特に、支援・相談員が実施機関に未配置のため、実質的な支援ができないなどの支障を来さないよう配慮をお願いしたい。

また、中国残留邦人等の支援策への理解を深めるための研修会を開催する等、支援・相談員の資質向上に努めるとともに、各実施機関、本庁においては、支援・相談員を通じて把握した中国残留邦人等のニーズや要望等に基づき、中国残留邦人等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことが出来るよう必要な支援の実施を引き続きよろしくお願いしたい。

IV 中国残留邦人等地域生活支援事業について

中国残留邦人等地域生活支援事業（セーフティネット支援対策等事業）は、各都道府県、市区町村のご理解、ご協力により、地域における日本語教室の開催や地域住民との各種交流会等を実施していただいております。中国残留邦人等からも好評であると聞いている。

他方、一部の地域では、地域生活支援事業の未実施、又は事業は実施しているものの、周知が不十分なため、中国残留邦人等が結果として日本語教室や交流事業等に参加できていない事例などが報告されているところである。

各都道府県、市区町村におかれては、引き続き当該事業を積極的に実施していただくとともに、中国残留邦人等への周知等についても工夫するなどして、中国残留邦人等が参加しやすい環境作りをお願いしたい。

また、国が運営委託している「中国帰国者支援・交流センター」（全国7カ所に設置）では、地域で暮らす中国残留邦人等の日本語学習支援や相談事業、地域住民との交流事業等を実施しているほか、各都道府県・市区町村が実施する地域生活支援事業を促進する観点から、地域支援コーディネーターを配置し、各都道府県・市区町村が行う事業に対する協力等を行っているので、日本語教室や交流事業の実施に際しては、中国帰国者支援・交流センターとも積極的に連携されたい。

第5 中国残留邦人等に対する一時金の時効失権防止 について

中国残留邦人等に対する満額の老齢基礎年金等の支給のための一時金の支給については、権利を取得した日から5年経つと、申請ができなくなり、平成20年1月1日の改正支援法施行時に権利を取得した者の申請期間は、平成24年12月31日までとなっている。

このため厚生労働省では、平成23年度より、時効失権防止のためのポスターやリーフレットの作成及び配布、ホームページ等での周知を行う予定である。

については、各都道府県におかれても、管内自治体及び関係機関・関係施設への周知について、ご協力をお願いしたい。

また、今後、「対象予定者名簿」の作成時点で消息不明の者について、各都道府県のご協力を得て調査することも検討しているので、その際はご協力をお願いしたい。

なお、一時金申請に関し照会・相談があった場合には、適切な助言・指導をお願いするとともに、必要に応じ厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤児等対策室まで案内頂くようお願いしたい。